

生田哲郎◎弁護士・弁理士／寺島英輔◎弁護士

提出されたデジタルデータを真正な証拠と認め、使用証明がなされたとして、不使用取消審決を取り消した事例

[知的財産高等裁判所 令和2年2月26日判決 平成31年(行ケ)第10059号]

1. 事件の概要

本件は、近年において重要性がますます高まっているデジタル証拠による立証と事実認定が問題となった事案です。

本事案は、登録第1493277号商標（以下、本件商標）の指定商品中、第14類「貴金属製のがま口及び財布」および第18類「かばん類、袋物」についての商標法50条1項に基づく商標登録取消審判（取消2015-300258号事件。請求登録日は平成27年4月23日。以下、本件審判）に対し、特許庁が、被請求人の使用事実証明を認めず、商標登録を取り消す旨の審決（以下、本件審決）をしたところ、被請求人であった原告が、本件商標の使用事実に係る判断の誤りを取り消す事由として提起した審決取消訴訟です。

なお、原告は、平成25年9月30日、本件商標の商標権者から、本件商標権につき独占的使用許諾を受け、さらに本件審判係属中、本件商標の商標権者から本件商標権の譲渡を受け、その旨の移転登録を経由しています。

【本件商標】

C O C O

2. 争点

本件の争点は、本件商標の通常使用権者であった原告が、本件審判請求の登録前3年以内の期間（平成24年4月23日から平成27年4月22日までの間。以下、要証期間）内に、本件商標を使用した事実の有無です。

被告は、原告が使用証明として提出したデジタルデータには改ざんの疑いがあるとして使用事実を争いました。

3. 当事者の主張立証

(1)原告(被請求人)は、知財高裁において、要証期間内における本件商標の使用事実につき、「COCO」の欧文字が付されたトートバッグ(以下、本件商品)を輸入元の会社から輸入し、販売先の会社に販売したこと、本件商品のカタログを作成し販売先の会社に頒布したこと、本件商品の下げ札に本件商標が付された証紙を貼付したことなどに加え、おおむね以下のとおり主張しました。

①本件商標と社会通念上同一の商標である本件使用商標を付した商品の輸入・販売行為が、商標法2条3項2号の「商品に標章を付したものの」「輸入」および「譲渡」に該当する。

②本件使用商標を付した商品カタログ

の作成等が、商標法2条3項1号の「商品に標章を付する行為」に該当し、商品の下げ札に本件商標が表示された証紙を貼付する行為は同号の「商品の包装に標章を付する行為」に該当する。

③本件使用商標を付した商品のカタログの作成および顧客に対する配布行為は、商標法2条3項8号の「取引書類に商標を付して頒布する行為」に該当する。

また、原告は、知財高裁において、上記使用証明のため、本件審判では提出していなかった、以下を含む各証拠を提出しました。

(i)原告が輸入元の会社に対しサンプル品の製造を依頼した旨の記載があるメール、および同メールに添付したとする、本件商品のデザインおよび寸法を記載した画像データ

(ii)原告が輸入元の会社に対し仕様、デザイン等を指示した旨の記載があるメール、および同メールに添付したとする、「付属仕様書」と本件商品のデザイン等を記載した画像データ

(iii)原告が販売先の会社に対し商品の案内をした旨の記載があるメール、および同メールに添付したとする、本件商品の写真等が掲載されたPDFデータ

(iv)原告が輸入元の会社から発行され

た、トートバッグの「コマーシャルインボイス」および「パッキングリスト」(v)輸入者を原告、輸入元の会社を輸入取引者とする、本件商品と同一の貨物の輸入についての輸入許可証

(vi)原告が販売先の会社から受信した発注明細の記載があるメール、および同メールに添付されていたとする、本件商品に関する記載があるファイル、ならびに原告が発注内容を確認した旨の記載があるメール

【原告が使用したと主張する商標】



(ただし、上記各トートバッグに表示された「COCO」の欧文文字部分)

(2)これに対し、被告(請求人)は、以下のとおり、原告の主張に反論しました。

- ①原告が使用証明として提出したメール等は、原告が所持し、その提出も極めて容易であったにもかかわらず、4年の審理がされた本件審判の段階では提出されずに、本件訴訟に至って初めて提出されたのは極めて不自然であるから、そもそも信用することができない。
- ②原告が提出したメールの添付ファイルと原告が主張する書面は、実際に当該メールに添付されたファイルの中身と同一であることの立証がない。
- ③原告提出のUSBメモリーに保存されたメールデータにつき、メールの作成日とされるインターネットヘッダーの

「Received from」の表示時刻は容易に変更可能であり、当該変更を反映する形で、メール自体の送受信日時も同様に変更されることになるから、各メールが表示されたとおりの日時に送受信されたとは限らない。

④原告が提出したメールのインターネットヘッダーには「Received from」の項目が存在しておらず、このことは、当該メールが実際に送信された形跡がないことを意味する。

4. 知財高裁の判断

(1)まず、知財高裁は、原告が要証期間当時における本件商標権の商標権者から平成25年9月30日、本件商標権につき独占的使用許諾を受けたことを認め、原告が提出した前記3(1)(i)～(vi)の各メール、画像データおよびPDFデータ、輸入許可証等につき、当該証拠の表示どおりの事実を認定しました。

そのうえで、前記3(2)の被告の主張を、以下のとおり排斥しました。

- ①本件審判段階で提出されなかったからといって直ちに信用性がないとはいえない。
- ②各メールデータを保存したUSBメモリーによれば、印刷された各メールの本文にそれぞれの添付ファイルを印刷した書面が添付されていた事実を確認することができる。
- ③アプリケーションを用いてメールデータ自体を編集することで、各メールの送受信日時を変更することが可能であるとしても、各メールに記載された添付ファイルが添付されていることを確認することができ、これらのメールが送受信されたことが認められるこ

とに照らすと、原告において各メールの送受信日時のみの変更を行ったものと認めることは困難である。

④「Received from」の項目は、メールを受信した際の項目であるから、原告が送信したメールに上記項目が存在しないことは何ら不自然なことではない。

(2)次に、知財高裁は、(1)を踏まえたうえでおおむね以下のとおり認定し、原告主張の取消事由は理由があるとして、本件審決を取り消しました。

- ①原告は、平成26年4月28日、本件商品を輸入したことが認められる。
- ②原告は、平成26年10月14日、本件商品を販売したことが認められる。
- ③原告による本件商品の輸入および本件商品のうち本件使用商標が付された商品の販売は、商標法2条3項1号の「商品に標章を付したものの」の輸入および譲渡に該当する。
- ④本件使用商標は、本件商標とは書体が異なるが、本件商標と社会通念上同一の商標であることが認められる。
- ⑤そうすると、原告は、本件商標の通常使用権者であった原告が、要証期間内に、日本国内において、本件審判請求に係る指定商品である第18類「かばん」を輸入および販売することによって、本件商標と社会通念上同一の商標の使用をしていることを証明したものと認められる。

5. 考察

(1)民事訴訟において、ある事実の立証のために原本それ自体が紙媒体の証拠(例えば、手書きの署名等がある契約書)が提出された場合、相手方は、その証拠の原本を目視で確認したり、手で触

れたりして、改ざんの痕跡や、落丁・追加等がないことを確認できます。

これに対し、ある事実の立証のためにデジタルデータ（例えば電子メール）をプリントアウトした証拠が提出された場合、相手方当事者は、その証拠がオリジナルの状態を維持していることを目視等によって確認できません。

このように、立証のためにデジタルデータが用いられた場合、提出された証拠とオリジナルとの同一性を確かめるためには、メタデータを確認することが必要かつ有効であるとされています。

デジタル証拠のメタデータは多義的な概念ですが、本稿では、プロパティ情報や電子メールのヘッダー情報など、ファイルの属性情報を示す概念として用いることとします。

例えば、Wordファイルでは、タイトル、作成者、作成日、最終保存日時、最終保存者、編集時間、最終印刷時のカウント（ページ数、単語数、文字数）などがメタデータに当たります。

(2) もっとも、メタデータ自体が改ざんされてしまえば、当該メタデータによってオリジナルとの同一性を確認できないこととなります。

確かに、IT技術に熟練した者が目的に即したツールを用いれば、メタデータの改ざん自体は可能です。しかし、多種多様なメタデータは、相互に複雑に関連していることから、一部のメタデータのみ改ざんしても、通常はメタデータ間の整合性が破綻すると考えられます。仮に、整合性を保ったまま一部のメタデータのみ改ざんすることが技術的に可能であるとしても、高性能のコンピュータと極めて高度な技術や知識を要し、

費用対効果の面で見合わないと思われ

ます。(3) 本件では、原告が提出したメールおよびその添付ファイルにつき、被告が改ざんの疑いを主張しました。以下では、メールのプリントアウトと、そのオリジナルとの同一性の確認について考察を加えたいと思います。

メールのオリジナル性は、その本文を目視するだけでは確かめられず、メタデータであるヘッダー情報を確認することが必要かつ有効です。メールのヘッダーには、発信元のコンピュータの名称、メールアドレス、発信日時、経由したメールサーバーとその時刻、送信に用いたメールソフト、同報先などが記録されます。そこで、本文の内容とヘッダーの内容を照らし合わせることで、例えば、送受信者や送受信日等の情報について、オリジナル性の確認ができます。

本件において、原告が提出したメールのヘッダー情報を裁判所が確認したか否かは、判決文自体からは判然としません。もっとも、掲記された証拠のなかに、メールのデータを保存したUSBメモリーが含まれており、裁判所は、当該USBメモリーからヘッダー情報を確認したうえで、これらメールには改ざんの痕跡はないものと扱ったと推測されます。

(4) また、裁判所は、「アプリケーションを用いて電子メールデータ自体を編集することで、各メールの送受信日時

を変更することが可能である」との被告の主張を排斥しています。判決文ではその詳細な理由には触れられていませんが、前記のとおり、一部のメタデータのみ改ざんは、通常、メタデータ間の破綻を来すため、メールデータの一部のみの改ざんは事実上できないものと扱ったと推測されます。

(5) 以上を踏まえると、電子データが証拠として重要となる事件では、電子データのプリントアウトに加え、当該データの原本情報（データ作成時に自動的に記録されるメタデータ）が付帯する形で、例えばUSBメモリーによって証拠提出する（させる）ことが望ましいといえます。これにより、相手方も裁判所も当該電子データのオリジナル性が容易に確認できます。

真に改ざんが疑われる難事件では、当該電子データの証拠としての重要性や費用の大小にもよりますが、電子データの真正性を確認するため、デジタル・フォレンジック技術の活用を検討すべき場合もあるでしょう。

(6) なお、不使用取消審決の取消訴訟において、当該登録商標の使用事実の立証は、事実審の口頭弁論終結時まで許されるとするのが最高裁判例です（第三小判平成3年4月23日民集45巻4号538頁）。この判例に鑑みても、原告が知財高裁で使用証明のための新証拠を提出したこと自体は問題ないといえます。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

てらしま えいすけ

東京大学経済学部経済学科、同経営学科卒業。知的財産法務以外にも、多数の一般民事事件、刑事事件における豊富な経験・実績を有する。交渉・訴訟対応全般を得意とする。AI・機械学習分野における法務も取り扱う。統計検定（1級・統計数理、準1級）取得。